

平成29年度

蓮田市定例監査兼行政監査
結果報告書

蓮田市監査委員

写

監査第132号

平成30年3月29日

蓮田市市長	中野和信様
蓮田市議会議長	島津信温様
蓮田市教育委員会教育長	西山通夫様
蓮田市選挙管理委員会委員長	栗原一男様
蓮田市公平委員会委員長	町田知啓様
蓮田市農業委員会会長	萩原和夫様
蓮田市固定資産評価審査委員会委員長	稲橋 實様

蓮田市監査委員 内 田 薫

蓮田市監査委員 山 口 京 子

平成29年度定例監査兼行政監査の結果に関する報告書の提出について

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定による標記監査を実施したので、その結果に関する報告書を提出します。

＜ 目 次 ＞

	頁
第1 監査の概要	1
1 テーマ	1
2 監査の目的	1
3 監査の対象	1
(1) 対象事項	1
(2) 対象部課等	1
4 監査の期間	1
5 監査の着眼点	1
6 監査の方法	2
第2 監査の結果	2
1 公用車の管理状況	2
(1) 所属課ごとの管理台数	2
(2) 種別・用途別及び所有形態別の管理台数	3
2 運転者の責務	4
(1) 公用車の運行前点検の実施	4
(2) 運転日誌への記録	5
3 公用車の故障及び事故の発生状況	5
(1) 故障の発生状況	5
(2) 事故の発生状況	6
4 安全運転管理者及び車両管理責任者の責務とその認識	7
(1) 安全運転管理者	7
(2) 車両管理責任者	8
5 現地調査	9
第3 むすび	
〔提言・要望事項〕	9
1 「管理規程」の遵守及び見直しの必要性	9
(1) 安全運転管理者の体制（選任）	10
(2) 運転日誌への記録、保存	10
2 安全運転管理者と車両管理責任者の責務	11
(1) 運転職員の自覚の高揚	11
(2) 運転職員の運転免許証の確認と体調確認	12
3 管理規程に基づく運転者の責務（公用車の洗車）	12
4 今後の公用車の方向性とその適正管理に向けた連携	12
(1) 今後の公用車の方向性	12
(2) 公用車の安全運転の励行に向けた取組み	13
(3) 公用車の車庫棟の整理整頓	13
【参考資料】	15～25

第1 監査の概要

1 テーマ

公用車の適正管理と安全運転の確保

2 監査の目的

公用車は市の行政全般にわたり、市民の安全・安心な“まちづくり”の実現のために、苦情やトラブルに伴う現場確認、連絡調整の他、水害や今後発生が予想されている地震等の災害発生時における現場対応において、その機動力は不可欠なものであり、その必要性は更に増大するものと考えられる。このような中、日頃から市の公用車は、いつ、いかなる時もその機能を十分に発揮できるよう、適正に維持・管理しておかなければならない。

このため、「蓮田市公用車管理規程」（以下「管理規程」という。）に基づき、公用車を運行し、市の業務を遂行する職員の安全運転はもちろんのこと、安全運転管理者の安全運転の確保に対する考え方や対応を検証するとともに、それらに対する意識の高揚を図り、現在運行している公用車の様々なトラブルに伴う修理の対応についても、今後の適正管理のために把握しておく必要がある。

また、リース契約によるリース車の維持管理に伴う現状を把握し、今後の維持管理計画についても策定しておく必要がある。

以上の点を検証し、今後のさらなる公用車の適正管理と安全運転の確保に資するため、下記のとおり、平成29年度定例監査兼行政監査を実施した。

3 監査の対象

(1) 対象事項

蓮田市役所において、平成29年12月1日現在で所有し運行している公用車の維持・管理の現状及び安全運転の管理に関する事務等

(2) 対象部課等

- ア 公用車を管理、運行している16課（以下「公用車管理課」という。）
- イ 上記ア以外の、公用車を運行している課
- ウ 安全運転管理者（副安全運転管理者）

4 監査の期間

平成29年11月28日から平成30年3月28日

5 監査の着眼点

管理規程の各規定に基づき、次の項目を着眼点とした。

(1) 公用車の管理状況

- ア 所属課ごとの管理台数
- イ 種別・用途別及び所有形態別の管理台数
 - (ア) 管理状況
 - (イ) 公用車の維持管理経費

- (2) 運転者の責務
 - ア 公用車の運行前点検の実施
 - イ 運転日誌への記録
- (3) 公用車の故障及び事故の発生状況
 - ア 故障の発生状況
 - イ 事故の発生状況
- (4) 安全運転管理者及び車両管理責任者の責務とその認識
 - ア 安全運転管理者
 - (ア) 安全運転管理者及び副安全運転管理者の選任
 - (イ) 適切な指導及び監督の実施状況
 - (ウ) 安全運転の確保に向けて
 - イ 車両管理責任者
- (5) 現地調査

6 監査の方法

管理規程に基づく各規定の履行状況を検証するため、安全運転管理者（副安全運転管理者）及び車両管理責任者に対して、公用車の適正管理に関する報告書の提出を依頼するとともに、期日を定めてヒアリングを実施し、併せて、全庁的な状況把握のために、公用車を運行する、その他の課にも報告書の提出を求め監査した。

また、公用車の通常管理、保管状態も検証するため、平成30年1月29日に庁舎敷地内の公用車駐車場の現状について、現地調査も実施した。

第2 監査の結果

1 公用車の管理状況

(1) 所属課ごとの管理台数

蓮田市においては、公用車の適正な管理及び運行に関して、管理規程に必要な事項が定められている。これに基づき、現在、管理されている公用車の台数は、「表1」のとおり94台であり、それらは表中の公用車管理課で管理されている。

特に、庶務課では36台（38.3%）を管理しており、その内、35台は集中管理している。その他1台は庶務課所管の一般管理車となっている。

また、消防課では24台（25.5%）を管理している。その内、緊急車両（特殊車両）の台数は、消防課で14台、消防団（6分団）では6台あり、この他に広報車で1台、事務連絡車で3台となっている。

[表 1] 公用車の所属課別の管理台数

課 名	台 数	比 率	課 名	台 数	比 率
庶務課	36 台	38.3%	みどり環境課	1 台	1.1%
道路課	2 台	2.1%	農政課	1 台	1.1%
建築指導課	1 台	1.1%	健康増進課	1 台	1.1%
議会事務局	1 台	1.1%	長寿支援課	4 台	4.3%
下水道課	2 台	2.1%	在宅医療介護課	2 台	2.1%
水道課	9 台	9.6%	保育課	2 台	2.1%
消防課	24 台	25.5%	社会教育課	4 台	4.3%
自治振興課	2 台	2.1%	文化スポーツ課	2 台	2.1%
			合 計	94 台	100.0%

注 1) 比率 (%) は小数点以下第 2 位を四捨五入して、表記した。

注 2) 課名はヒアリング順で表記した。

(2) 種別・用途別及び所有形態別の管理台数

ア 管理状況

平成 29 年 12 月 1 日現在で運行している公用車は、資料編 16～18 頁「蓮田市における公用車」のとおりである。市が所有、管理する“市有車”が 41 台 (43.6%)、業者とのリース契約に基づく“リース車”が 53 台 (56.4%) で、全体では 94 台となっている。

“種別・用途”別では「軽乗用」と「軽貨物」で 44 台、46.8%となっている。これは市内全域の現場確認・対応や連絡調整に際して、その機動力を反映したものと考えられる。

また、「小型特殊」の 2 台は消防課が管理しており、「普通特殊」の 20 台は消防課が 18 台、水道課が 2 台管理しており、それらは全て“市有車”となっている。これらは所管業務の内容が特殊なものであり、その特殊性から“リース車”では対応できない面があるためと思われる。

[表 2] 公用車の種別・用途別：集計

種別・用途	総 計		市有車		リース車	
	台数	比率	台数	比率	台数	比率
軽乗用	28 台	29.8%	4 台	9.8%	24 台	45.3%
軽貨物	16 台	17.0%	5 台	12.2%	11 台	20.8%
小型乗用	12 台	12.8%	3 台	7.3%	9 台	17.0%
小型貨物	9 台	9.6%	5 台	12.2%	4 台	7.5%
小型特殊	2 台	2.1%	2 台	4.9%		
普通乗用	6 台	6.4%	1 台	2.4%	5 台	9.4%
普通貨物	1 台	1.1%	1 台	2.4%		
普通特殊	20 台	21.3%	20 台	48.8%		
計	94 台	100.0%	41 台	100.0%	53 台	100.0%

注) 比率 (%) は小数点以下第 2 位を四捨五入して、表記した。

イ 公用車の維持管理経費

まず、“市有車”では、直近の車検費用、自動車損害賠償責任保険料（自賠責）、任意保険料及び修繕料（平成27年度からの3年間の平均額）の合計で、7,604,966円となっている。

また、“リース車”ではリース料において、平成28年度決算額で9,821,628円、平成29年度は5台の入れ替え等により、予算額は10,922,008円となっており、1,100,380円の増額であった。

[表3] 公用車の種別・用途別：維持管理経費

種別・用途	市有車 維持管理経費 (円) ※	リース車 維持管理経費	
		平成28年度 決算額 (円)	平成29年度 予算額 (円)
軽乗用	460,635円	2,948,040円	3,836,720円
軽貨物	648,438円	1,359,072円	1,489,292円
小型乗用	428,125円	2,465,820円	2,466,080円
小型貨物	451,821円	966,168円	966,168円
小型特殊	159,604円		
普通乗用	390,871円	2,082,528円	2,163,748円
普通貨物	131,416円		
普通特殊	4,934,056円		
計	7,604,966円	9,821,628円	10,922,008円

※車検費用、自賠責保険料、任意保険料及び修繕料（平成27年度からの3年間の平均額）の合計額

2 運転者の責務

「管理規程」第7条（運転者の責務）には公用車を運転する職員が遵守すべき事項が規定されている。監査時の、これらへの対応状況は次のとおりであった。

(1) 公用車の運行前点検の実施

運行前点検は会計室と子ども支援課において、“未実施”であった。その理由としては、車両はリース車であり、車両の整備状態は良好であるために改めて実施していない、運転する前に時間的な余裕がないこと、また、運行前点検を行なう事が課内において十分に周知されていなかったとのことであった。

(2) 運転日誌への記録

ア 農政課 (A) では、当該車両は課管理のものであり、担当者のみが運転しているため運転日誌は記録していなかった。また、下水道課においては運行日誌に記録していなかった事があったが、今回から、記録するよう徹底した。

公用車管理課における、運転日誌の保存方法 (ファイリング) については「表 4」のとおりであった。庶務課 (B) では公用車の管理台数が多いため、3 か月分を保管し、翌月に廃棄していた。

[表 4] 運転日誌の保存方法 (ファイリング)

保存方法	該当課	比率
B: 3 か月分を保管後、翌月廃棄	1 課	6.3%
当該年度末で廃棄	6 課	37.5%
1 年間保管後、廃棄	6 課	37.5%
3 年間保管後、廃棄	1 課	6.3%
5 年間保管後、廃棄	1 課	6.3%
A: 運転日誌未記録の為、未回答	1 課	6.3%
計	16 課	100.0%

注) 比率 (%) は小数点以下第 2 位を四捨五入して、表記した。

イ 今回、公用車管理課から、直近 4 回分の運転日誌が提出されている。これらの記載内容等を確認した結果、次のように記載されていたものが見受けられた。

- * 文字が乱雑に書かれており、判読が困難と思われる記載があった。
- * 行先や使用目的がはっきりと特定されていない記載があった。
- * 使用后走行距離が修正されていても報告者の修正印が押印されていなかった。
- * 使用責任者 (所属長) に押印されていなかったり、運転者本人による署名及び押印されたものも見受けられた。

3 公用車の故障及び事故の発生状況

平成 29 年 12 月 1 日現在運行している公用車 94 台の“故障”や“事故”の発生状況は次のとおりである。

(1) 故障の発生状況

平成 27~29 年度では「表 5」のとおり、28 件発生し、修繕料は 1,009,258 円を支出していたが、消防本部の 7 件は修繕対応が未済となっていた。その理由は、今年度に車両の入れ替え等を行なうために修繕していないとのことであったが、道路交通法第 62 条の規定に基づき、早急に修繕すべきである。

[表 5] 公用車の故障発生状況とその対応

	件数	修繕対応		修繕料
		済	未済	
平成 27 年度	13 件	11 件	2 件	774,898 円
平成 28 年度	7 件	4 件	3 件	82,350 円
平成 29 年度	8 件	6 件	2 件	152,010 円
計	28 件	21 件	7 件	1,009,258 円

(2) 事故の発生状況

公用車が関与した“事故”の発生状況は「表 6」のとおりである。表中、「構造物」とは、塀、電柱、カーブミラー、縁石の他、花壇及び施設搬入口などである。

事故の発生件数の状況を見ると、平成 25 年度が 3 件、26 年度が 6 件と倍増し、28 年度には 7 件と微増した。そして、29 年度は 12 月時点にも関わらず、5 件増の 12 件（71.4%増）事故が発生している。

このような傾向において、自損事故の増加という特徴が見受けられる。平成 26 年度は 5 件、27 年度は 2 件に減少したが、28 年度が 3 件、そして、29 年度は年度途中ながら 7 件と大幅に増加している。また、これら自損事故の内、26 年度が 3 件、27 年度と 28 年度が 1 件で、29 年度が 2 件であるが、これらは庁舎敷地内の公用車駐車場における出庫、入庫の際に発生した事故であった。

過失割合では、自損事故を除き、公用車の 100%過失による事故は、平成 25 年度で 2 件、27、28 年度でそれぞれ 3 件、29 年度は 4 件となっている。この観点からも“増加傾向”が顕著に表れている。

一方、公用車の損害額では、平成 26 年度に 864,813 円となり、27 年度は減少したものの、28 年度からは再び増加傾向に転じている。

[表 6] 公用車の事故発生状況

	事故形態		過失割合 (%)			公用車 損害額	市 支出額
	相手方	件数	市	相手方	件数		
平成 25 年度 (3 件)	車 両	1 件	0	100	1 件	330,698 円	0 円
	構造物	2 件	100	0	2 件		
平成 26 年度 (6 件)	車 両	1 件	15	85	1 件	864,813 円	208,000 円
	構造物	5 件	自損事故		5 件		
平成 27 年度 (5 件)	車 両	1 件	100	0	1 件	180,436 円	0 円
	構造物	2 件	100	0	2 件		
	構造物	2 件	自損事故		2 件		
平成 28 年度 (7 件)	車 両	2 件	100	0	2 件	604,745 円	0 円
	車 両	1 件	0	100	1 件		
	構造物	1 件	100	0	1 件		
	構造物	3 件	自損事故		3 件		
平成 29 年度 (12 件)	車 両	1 件	100	0	1 件	732,840 円	7,998 円
	車 両	1 件	0	100	1 件		
	自転車	1 件	100	0	1 件		
	構造物	2 件	100	0	2 件		
	構造物	7 件	自損事故		7 件		
計	33 件					2,713,532 円	215,998 円

4 安全運転管理者及び車両管理責任者の責務とその認識

(1) 安全運転管理者

ア 安全運転管理者及び副安全運転管理者の選任

自動車の使用者（事業主等）は、道路交通法の規定により、自家用自動車を使用する本拠において、乗車定員 10 人以下の自家用自動車 5 台以上の場合に、安全運転管理者 1 名を、また自家用自動車 20 台ごとに副安全運転管理者 1 名を選任し、公安委員会に届け出なければならないとされている。

当市では、「表 7」のとおり、それぞれ選任されている。

[表 7] 安全運転管理者及び副安全運転管理者

本 拠	安全運転管理者	副安全運転管理者
市役所本庁舎	総務部長	庶務課長 自治振興課長
水道課	水道課長	
消防本部	消防長	

イ 適切な指導及び監督の実施状況

管理規程第6条には、安全運転管理者等の職務として、自動車の安全運転に関する事項について適切な指導及び監督を行わなければならないと規定されている。

この点について、各安全運転管理者からは、次のような報告があった。

[表8] “適切な指導及び監督”の実施

総務部長	・庁議で、安全運転の励行を周知している。
	・随時、庁内掲示板で交通事故防止を啓発している。
	・年1回、交通法規研修を実施している。
水道課長	・全職員を対象にした安全運転・交通法規研修へ参加している。
	・安全運転管理者講習会后、その資料により水道課職員へ安全運転研修を実施している。
消防長	・機関技能研修の実施（座学講習及び実技講習）
	・本部での交通安全講習会の実施

ウ 安全運転の確保に向けて

安全運転管理者は安全運転の確保等について、他市の事例を情報収集し活用しているが、その内容は「定期的に運転免許証の確認を行った」、消防本部においては「蓮田市消防本部機関員講習実施要綱」及び「免許管理票」を作成したことであった。

(2) 車両管理責任者

車両管理責任者は、管理規程第4条の規定により、公用車が配置されている課の所属長及び庶務課長が充てられており、公用車の点検及び整備をはじめ、運行状況の把握、運転者に対する安全運転に関する事項についての適切な指導及び監督に関することとなっている。

車両管理責任者の、職務を確認したところ、「毎年、全職員対象の交通法規研修を実施している」、「常に市民の目がある旨も意識させ、モラル、マナーを意識した運転を心掛けるように指導している」など、職務を遂行できているといった報告があったが、反面、「維持管理は運転者に依存している部分が大きく職務は十分に果たせていない」、「運行日誌を記録していなかったため職務は遂行できていなかった」と言ったものもあった。

5 現地調査

今回の監査に伴い、平成30年1月29日（月）に、本庁舎敷地内の公用車駐車棟において現地調査を実施した。これは、事前の報告により、公用車駐車場の入・出庫時における柱との接触事故が多数発生していたことが判明したことを受けて実施したものである。

現状は、各駐車スペースの後方には、“土のう”、“古いキャビネット”、“作業道具”、及び“野生動物捕獲器”などが置かれていた。この状況は特に、東北自動車道側の駐車棟に見られた。

公用車の運転に不慣れな場合は、これら物資等に気を取られて柱に接触していた事例も見受けられた。（資料編24、25頁「現地調査」参照）

第3 むすび

公用車管理については、管理規程により、公用車の管理体制をはじめ、安全運転の確保、運転者の責務、使用基準、事故の際の措置が規定されており、これらに基づき、公用車は市民の安全・安心な“まちづくり”を目的として運行されてきた。このことから、公用車の管理、運行が同規程により、適正に行われていることを検証するために、今回の定例監査兼行政監査を実施したところである。

全体として、特に、公用車の運行前・運行後の車両確認では運転職員及び同乗職員以外の第三者の確認の他、所属長としての運転職員の体調確認や会話による呼気の（アルコール臭）確認においては、全庁的に共通認識が図られておらず、十分な対応が執られていない実態も見受けられた。また、スタッドレスタイヤ、ドライブレコーダーなど安全装備の配備においては、全体的には積極的な対応が図られていなかったが、庶務課へのヒアリングにおいて、水道課及び消防課の管理車両を除いた公用車のうち、ドライブレコーダーを平成29年度末までに配備するとの報告であったが、平成30年3月20日付け事務連絡文書により3月17日に設置済とのことであった。これにより、職員の事故防止、安全運転意識の向上に大きく前進するものと期待される。

以上のように、現在、蓮田市においては公用車の事故件数が増加傾向にあり、今後は、管理規程の遵守による公用車の適正な管理とともに、公用車の“事故ゼロ”が図れるよう、以下の提言・要望を述べ、当該監査の結果報告のむすびとする。

〔提言・要望事項〕

1 管理規程の遵守及び見直しの必要性

(1) 安全運転管理者の体制（選任）

現在、管理規程第5条の規定による安全運転管理者は、総務部長、上下水道部水道課長、及び消防本部消防長の3人が選任されている。この内、上下水道部は平成18年11月に水道課と下水道課の2課により現行体制が組織されたが、現在に至るまで、下水道課を所管する安全運転管理者は総務部長である。

上下水道部は水道課長を安全運転管理者とする水道課と、総務部長を安全運転管理者とする下水道課が蓮田市浄水場内において関係業務を執行している部署である。この状況において、この2課を別々の安全運転管理者が所管するのは不合理と考えられる。

管理規程第6条に規定されている“安全運転管理者等の職務”を効果的に遂行するには、水道課と下水道課で組織する上下水道部として安全運転管理者を選任すべきと思われる。

(2) 運転日誌への記録、保存

ア 運転日誌への記録

運転日誌への記録については、管理規程第7条に「運行終了後、運転日誌に必要な事項を記録し、車両管理責任者に提出すること。」と規定されている。

「第2監査の結果」でも述べたが、今回、運転日誌を記録していない課として農政課であったが、公用車は課管理であり、特定の業務のみに使用するために運転日誌へは記録する必要がないとの判断であった。その後、定例監査実施に伴うヒアリング前に様式を定め、平成30年1月から運転日誌への記録を始めていた。

また、運転日誌への記載を見ると、乱雑な文字による記載の他、運転日、運転時間、走行後の距離、「使用責任者（所属長）」印漏れなどが見受けられた。公用車の適正な運行管理上からも、車両管理責任者は、このような基本的事項も漏らさずに指導、管理すべきである。

イ 運転日誌の様式統一と、その保存

今回、車両管理責任者から提出された運転日誌を見ると、複数の様式となっていたが、管理規程を確認したところ、その様式は管理規程には定められていないが、全庁的に統一した公用車管理を行うには統一した様式を策定し、管理規程に定めるべきである。

また、運転日誌は、通常の公用車の適正管理の他、運行に伴う適正対応をするための重要な書類であることから、“当該年度末”で廃棄した場合において、年度末にトラブルが発生して翌年度に対応する際には、当該運転日誌は既に廃棄済みであり、確認書類はないという事態が想定され、適正管理の状態とは言えない。

また、現在、管理規程には運転日誌の保存や、その期間についても規定されていないことから、運転日誌の様式統一と同様に、適正に定めるべきである。

2 安全運転管理者と車両管理責任者の責務

(1) 運転職員の自覚の高揚

安全運転管理者及び車両管理責任者の職務は、職員の安全運転に関する事項について、適切な指導及び監督とされている。

これについて、安全運転管理者は、主に全職員向けに交通法規研修会の他、各所属において研修会を実施していた。

また、これに併せて公用車の事故件数の減少には、より有効な他市事例の情報収集が不可欠と考えられることから、その活用状況も含めて照会したところ、全職員を対象にした運転免許証の確認、他市の実施要綱による講習会の実施などが報告された。

しかし、事故発生件数が平成 25 年度以降増加傾向にあり、平成 29 年度は 12 月時点で前年度の約 1.7 倍となっている現状から、今までの対応では不十分と考えられる。

また、公用車の事故が無くならない理由と、その対応については、安全運転管理者と公用車を運転する課から報告を受けたところ、1 点目として、理由・課題は、次のとおりである。

- (ア) 公用車は市有財産であることの認識不足の感覚で運転していた。
- (イ) 不慣れな公用車を運転したり、狭い道や不慣れな道を運転しなければならないなど、運転に余裕がない。
- (ウ) 時間的な余裕が無かった。
- (エ) 配車状況により、目的地までにそぐわない、あるいは運転技術にそぐわない公用車を運転することがある。

次に、対応策としては、次のとおりである。

- (オ) 庶務課では事故を起こした職員に対する個別研修も必要であり、今後実施に向けて検討する。
- (カ) 洗車や点検について年間を通じた「担当課制」にする。
- (キ) 公用車で出かける際は、時間的な余裕を持つことが重要である。

このような状況を踏まえ、安全運転管理者や車両管理責任者は、職員に対して、公用車は市の財産であり、職員自身の自家用車よりも“安全運転の意識”を高く持ち、責任と自覚をもって運転すべきことを浸透させ、併せて、運転職員の安全運転意識の高揚に向けて、常に情報収集に努め、十分に現状分析を行い、より効果的な方策を講じるべきである。

(2) 運転職員の運転免許証の確認と体調確認

ア 運転職員は運転に際しては運転免許証の所持、及び良好な体調は必須である。運転免許証については、原則、安全運転管理者により年1回の確認が実施されている。この他、政策調整課では行政処分の確認も行っていた。新聞紙上でも、過去、運転免許証の有効期限切れや無免許、飲酒等の状態で公用車を長期間運転していたと報道されたが、運転免許証を所持する職員は、日々車両を運転しているため、行政処分等を受ける可能性は否定できない。このことから、所属長は年1回の定期確認の他、短い間隔で確認することが望ましいと考えられる。

イ 所属長は、その管理責任により、職員に職務（運転行為）を命じていることから、体調確認は非常に重要と考えられる。出勤時や外出時に職員の顔色や話し方により体調を確認していたが、呼気の確認は行われていなかった。通常は、前日の飲酒に起因するものと考えられるが、事故発生時には保険適用や損害賠償等の関係も含め、更に大きなトラブルとなり、結果的に市の貴重な財産や新たな財政負担となるとともに、行政に対する不信にもつながり、当事者職員本人の重大責任にもなる。

平成18年10月3日市長決裁の「蓮田市職員の交通事故に係る懲戒処分等の基準」により、“免職”、“停職”、“減給”という懲戒処分の対象となることも十分に考えられることから、各所属長は、その職務上の責務を自覚し、職員の体調管理の把握に努めることが求められる。

3 管理規程に基づく運転者の責務（公用車の洗車）

公用車の洗車については、管理規程第7条に規定されている。

現在は概ね6～7月、11～12月の年2回を基本として行われているが、水道課や消防本部では、基本的に汚れたら随時洗車しているとの報告があった。公用車は市民の財産であることから、行政への信頼性の観点からも常にきれいにしておく必要がある。

4 今後の公用車の方向性とその適正管理に向けた連携

(1) 今後の公用車の方向性

現在、蓮田市の公用車94台の内、リース車53台のリース料金は、リース会社により差異はあるが、車両代、登録諸費用の他、自動車取得税、重量税等の法定費用、車検及び法定点検費用、一般整備費用、故障整備費用、代車費用、及びロードサービス費用などが含まれている。

このことから、“リース”により、定期的な整備による“良好な状態”の維持とともに、事務の省力化や毎月定額のリース料金による予算の平準化を図ることができるなどのメリットがあると考えられ、今後は、水道課や消防本部の特殊車両など、“リース”に適さないものを除き、公用車に

占めるリース車の割合は更に増加が見込まれるところである。

また、今回の監査に伴い、車両管理責任者からもリース車の導入関連も視野に入れた「方向性」について報告を受けた。その中には「スタッドレスタイヤや、ドライブレコーダー等の安全装備の充実」などの意見、要望も含まれていた。

市民からの様々な要望や今後の行政ニーズに適切に対応するとともに、安全運転の確保を図るには、これらの装備も不可欠であると考えられるが、ドライブレコーダーについては、平成30年3月20日付け事務連絡文書により設置済が確認された。

(2) 公用車の安全運転の励行に向けた取組み

公用車の安全運転の確保には、“時間的な余裕”とともに“目的に適合した車両”は重要な要素と考えられる。単なる連絡調整にミニバンやトラックは不向きであり、それが事故の原因にもなる可能性もある。

これらの観点から、今後、台数増加が予想されるリース車導入の際は車種やその台数は現状や将来を十分に見据えたものが望まれます。この点において、今までの目的、使用頻度の他、将来も考慮して「公用車配備の将来計画」は不可欠と考えられる。

そのため、管理規程第3条（統括管理）の規定を確実に実施するため、安全運転管理者や車両管理責任者と連携し、情報収集、現状分析や将来予想を行い、計画を立案し、限られた財源を有効に活用すべきであり、「公用車の事故ゼロ」に向けて、適正に公用車を管理すること。

(3) 公用車の車庫棟の整理整頓

このことについては、「第2監査の結果」の「5現地調査」の状況のとおりである。現在運行している公用車の事故発生件数33件中、7件(21.2%)が公用車駐車場における入・出庫時に発生している現状であり、駐車スペースの柱には反射テープが貼られているが、運転職員の運転技能の他、このような車庫棟自体の管理状況も大きく関与しているものと考えられる。

今後は、これら物資を整理整頓し、駐車スペースを可能な限り広く確保し、事故発生につながる要因は排除して、公用車の適正管理を図るべきである。

以上、定例監査のむすびとする。

< 資料編 目次 >

	頁
◇資料1 蓮田市における公用車	16
◇資料2 蓮田市公用車管理規程	19
◇資料3 公用車の管理体制	23
◇資料4 現地調査	24

蓮田市における公用車

資料1-1

※課名はヒアリング順です。

1	庶務課	36	維持管理 台数(台)	登録番号	車名	初度 登録年月	種別・用途	所有者	車検の 有効期間	リース車 契約期間	維持管理経費 (単位:円)	
											[市有車] ①車検費用 ②自賠責保険料 ③任意保険保険料 ④修繕料	[リース車] ⑤平成28年度リース料決算額 ⑥平成29年度リース料予算額
				大宮502に2173	エッセ	平成23年4月	軽乗用	㈱トヨタレンタリース新埼玉	平成28年3月3日～平成30年3月31日	平成23年4月1日～平成30年3月31日	⑤110,748円 ⑥110,748円	
				大宮502め8301	カロラフィールダー	平成26年4月	小型乗用	㈱トヨタレンタリース新埼玉	平成29年3月2日～平成31年3月31日	平成26年4月1日～平成33年3月31日	⑤314,928円 ⑥314,928円	
				大宮503す1075	カロラアクシオ	平成28年4月	小型乗用	㈱トヨタレンタリース埼玉	平成28年4月1日～平成31年3月31日	平成28年4月1日～平成35年3月31日	⑤233,280円 ⑥233,280円	
				大宮503す1076	カロラアクシオ	平成28年4月	小型乗用	㈱トヨタレンタリース埼玉	平成28年4月1日～平成31年3月31日	平成28年4月1日～平成35年3月31日	⑤233,280円 ⑥233,280円	
				大宮581い234	ミライース	平成28年4月	軽乗用	㈱トヨタレンタリース埼玉	平成28年4月1日～平成31年3月31日	平成28年4月1日～平成35年3月31日	⑤136,080円 ⑥136,080円	
				大宮580い2174	エッセ	平成23年4月	軽乗用	㈱トヨタレンタリース新埼玉	平成28年3月3日～平成30年3月31日	平成23年4月1日～平成30年3月31日	⑤110,748円 ⑥110,748円	
				大宮302さ6291	プリウス	平成25年4月	普通乗用	㈱トヨタレンタリース新埼玉	平成28年3月14日～平成30年3月31日	平成25年4月1日～平成32年3月31日	⑤294,840円 ⑥294,840円	
				大宮400ね8850	プロボックス	平成26年4月	小型貨物	㈱トヨタレンタリース新埼玉	平成29年3月28日～平成30年3月31日	平成26年4月1日～平成33年3月31日	⑤221,616円 ⑥221,616円	
				大宮400ね8851	プロボックス	平成26年4月	小型貨物	㈱トヨタレンタリース新埼玉	平成29年3月16日～平成30年3月31日	平成26年4月1日～平成33年3月31日	⑤241,056円 ⑥241,056円	
				大宮580に2175	エッセ	平成23年4月	軽乗用	㈱トヨタレンタリース新埼玉	平成28年3月8日～平成30年3月31日	平成23年4月1日～平成30年3月31日	⑤110,748円 ⑥110,748円	
				大宮581か725	ミライース	平成29年3月	軽乗用	㈱トヨタレンタリース埼玉	平成29年3月31日～平成32年3月30日	平成29年4月1日～平成36年3月31日	⑤142,560円 ⑥142,560円	
				大宮581か726	ミライース	平成29年3月	軽乗用	㈱トヨタレンタリース埼玉	平成29年3月31日～平成32年3月30日	平成29年4月1日～平成36年3月31日	⑤142,560円 ⑥142,560円	
				大宮502め8250	ラクティス	平成26年4月	小型乗用	㈱トヨタレンタリース新埼玉	平成29年3月7日～平成31年3月31日	平成26年4月1日～平成33年3月31日	⑤281,232円 ⑥281,232円	
				大宮400ね3754	プロボックス	平成25年4月	小型貨物	㈱トヨタレンタリース新埼玉	平成29年3月3日～平成30年3月31日	平成25年4月1日～平成32年3月31日	⑤249,480円 ⑥249,480円	
				大宮301ゆ8141	プリウス	平成24年4月	普通乗用	㈱トヨタレンタリース新埼玉	平成29年3月10日～平成31年4月2日	平成24年4月1日～平成31年3月31日	⑤294,840円 ⑥294,840円	
				大宮502め8251	ラクティス	平成26年4月	小型乗用	㈱トヨタレンタリース新埼玉	平成29年3月9日～平成31年3月31日	平成26年4月1日～平成33年3月31日	⑤281,232円 ⑥281,232円	
				大宮302さ6292	ハイエース	平成25年4月	普通乗用	㈱トヨタレンタリース新埼玉	平成28年3月15日～平成30年3月31日	平成25年4月1日～平成32年3月31日	⑤292,320円 ⑥292,320円	
				大宮502す1077	ノア	平成28年4月	小型乗用	㈱トヨタレンタリース埼玉	平成28年4月1日～平成31年3月31日	平成28年4月1日～平成35年3月31日	⑤303,264円 ⑥303,264円	
				大宮502の4388	タウンエースノア	平成23年4月	小型乗用	㈱トヨタレンタリース新埼玉	平成28年3月14日～平成30年3月31日	平成23年4月1日～平成30年3月31日	⑤264,600円 ⑥264,600円	
				大宮400の7245	タウンエーストラック	平成28年4月	小型貨物	㈱トヨタレンタリース埼玉	平成28年4月1日～平成30年3月31日	平成28年4月1日～平成35年3月31日	⑤254,016円 ⑥254,016円	
				大宮400は740	NV200 バネット	平成29年3月	小型貨物	蓮田市	平成29年3月9日～平成31年3月8日		①なし ②なし ③22,225円 ④なし	
				大宮480く3399	ミニキャブ	平成23年4月	軽貨物	㈱トヨタレンタリース新埼玉	平成29年3月15日～平成31年3月31日	平成23年4月1日～平成30年3月31日	⑤109,620円 ⑥109,620円	
				大宮480す6920	ハイゼット	平成28年4月	軽貨物	㈱トヨタレンタリース埼玉	平成28年4月1日～平成30年3月31日	平成28年4月1日～平成35年3月31日	⑤125,712円 ⑥125,712円	
				大宮480こ1727	ミニキャブバン	平成25年4月	軽貨物	㈱トヨタレンタリース新埼玉	平成29年3月24日～平成31年3月31日	平成25年4月1日～平成32年3月31日	⑤157,500円 ⑥157,500円	
				大宮480こ1728	ミニキャブバン	平成25年4月	軽貨物	㈱トヨタレンタリース新埼玉	平成29年3月16日～平成31年3月31日	平成25年4月1日～平成32年3月31日	⑤157,500円 ⑥157,500円	
				大宮480せ4920	ハイゼット	平成29年3月	軽貨物	㈱トヨタレンタリース埼玉	平成29年3月31日～平成31年3月30日	平成29年4月1日～平成36年3月31日	⑤129,600円 ⑥129,600円	
				大宮480せ4921	ハイゼット	平成29年3月	軽貨物	㈱トヨタレンタリース埼玉	平成29年3月31日～平成31年3月30日	平成29年4月1日～平成36年3月31日	⑤129,600円 ⑥129,600円	
				大宮400ね8346	NV200 バネット	平成26年3月	小型貨物	蓮田市	平成29年2月24日～平成30年3月4日		①55,937円 ②17,350円 ③18,970円 ④なし	
				大宮581か727	ミライース	平成29年3月	軽乗用	㈱トヨタレンタリース埼玉	平成29年3月31日～平成32年3月30日	平成29年4月1日～平成36年3月31日	⑤142,560円 ⑥142,560円	
				大宮581か728	ミライース	平成29年3月	軽乗用	㈱トヨタレンタリース埼玉	平成29年3月31日～平成32年3月30日	平成29年4月1日～平成36年3月31日	⑤134,784円 ⑥134,784円	
				大宮581か729	ミライース	平成29年3月	軽乗用	㈱トヨタレンタリース埼玉	平成29年3月31日～平成32年3月30日	平成29年4月1日～平成36年3月31日	⑤134,784円 ⑥134,784円	
				大宮580ね9932	アルト	平成24年4月	軽乗用	㈱トヨタレンタリース新埼玉	平成29年3月15日～平成31年4月2日	平成24年4月1日～平成31年3月31日	⑤117,180円 ⑥117,180円	
				大宮580ね9931	アルト	平成24年4月	軽乗用	㈱トヨタレンタリース新埼玉	平成29年3月22日～平成31年4月2日	平成24年4月1日～平成31年3月31日	⑤117,180円 ⑥117,180円	
				大宮581か730	ミライース	平成29年3月	軽乗用	㈱トヨタレンタリース埼玉	平成29年3月31日～平成32年3月30日	平成29年4月1日～平成36年3月31日	⑤134,784円 ⑥134,784円	
				大宮581か733	ミライース	平成29年3月	軽乗用	㈱トヨタレンタリース埼玉	平成29年3月31日～平成32年3月30日	平成29年4月1日～平成36年3月31日	⑤134,784円 ⑥134,784円	
				大宮331ふ1138	トヨタ クラウン(市長車)	平成23年7月	普通乗用	㈱トヨタレンタリース新埼玉	平成28年6月17日～平成30年6月30日	平成23年7月1日～平成30年6月30日	⑤503,748円 ⑥503,748円	
2	道路課	2		大宮100す1746	トヨタ	平成15年6月	普通貨物	蓮田市	平成29年11月30日～平成30年11月29日		①86,900円 ②23,970円 ③20,546円 ④なし	
				大宮400す8891	トヨタ	平成12年3月	小型貨物	蓮田市	平成29年3月26日～平成30年3月25日		①80,731円 ②17,350円 ③16,318円 ④なし	
3	建築指導課	1		大宮581い233	ミライース	平成28年4月	軽乗用	㈱トヨタレンタリース埼玉	平成28年4月1日～平成31年3月31日	平成28年4月1日～平成35年3月31日	⑤136,080円 ⑥137,000円	
4	議会事務局	1		大宮302に6771	トヨタ クラウンハイブリッド	平成29年3月	普通乗用	㈱トヨタレンタリース埼玉	平成29年3月31日～平成32年3月30日	平成29年4月1日～平成36年3月31日	⑤696,780円 ⑥778,000円	
5	下水道課	2		大宮502み740	トヨタ サクシードワゴン	平成25年4月	小型乗用	㈱トヨタレンタリース新埼玉	～平成30年3月31日	平成25年4月1日～平成32年3月31日	⑤250,740円 ⑥251,000円	

	維持管理 台数(台)	登録番号	車名	初度 登録年月	種別・用途	所有者	車検の 有効期間	リース車 契約期間	維持管理経費 (単位:円)						
									〔市有車〕		〔リース車〕				
									①車検費用	②自賠責保険料	③任意保険保険料	④修繕料	⑤平成28年度リース料決算額	⑥平成29年度リース料予算額	
5	下水道課	続き	大宮480こ1726	三菱 ミニキャブバン	平成25年4月	軽自動車貨物	㈱トヨタレンタリース新埼玉	～平成31年3月31日	平成25年4月1日～平成32年3月31日	⑤142,380円	⑥143,000円				
6	水道課	9	大宮400せ2499	キャンター	平成12年7月	小型貨物	蓮田市水道事業	平成29年9月13日～平成30年9月12日		①69,212円	②17,350円	③25,528円	④該当なし		
			大宮400そ2652	キャンター	平成13年7月	小型貨物	蓮田市水道事業	平成29年9月18日～平成30年9月17日		①69,212円	②17,350円	③24,288円	④該当なし		
			大宮501す3563	レガシー	平成14年5月	小型乗用	蓮田市水道事業	平成29年5月31日～平成31年5月30日		①92,799円	②25,830円	③25,884円	④該当なし		
			大宮41ち8657	ハイセット	平成15年3月	軽自動車貨物	蓮田市水道事業	平成29年3月19日～平成31年3月18日		①64,434円	②25,070円	③19,066円	④37,314円		
			大宮800す5798	タウンエース	平成15年9月	普通特殊	蓮田市水道事業	平成29年9月19日～平成31年9月18日		①98,761円	②25,830円	③22,295円	④67,914円		
			大宮50め5150	プレオ	平成15年10月	軽自動車乗用	蓮田市水道事業	平成28年10月14日～平成30年10月13日		①63,590円	②26,370円	③17,142円	④6,048円		
			大宮800す8102	キャラバン	平成16年9月	普通特殊	蓮田市水道事業	平成28年9月25日～平成30年9月24日		①87,120円	②27,840円	③23,836円	④10697.5円		
			大宮580え2769	ワゴンR	平成18年2月	軽自動車乗用	蓮田市水道事業	平成29年2月10日～平成31年2月9日		①81,788円	②26,370円	③17,813円	④該当なし		
			大宮480う7499	エブリイ	平成19年6月	軽自動車貨物	蓮田市水道事業	平成29年6月25日～平成31年6月24日		①53,492円	②25,070円	③19,676円	④該当なし		
7	消防課	24	大宮800せ5930	蓮田指令1	平成22年3月	小型特殊	蓮田市	平成28年3月3日～平成30年3月29日		①86,018円	②8,910円	③12,315円	④39,308円		
			大宮800そ1717	蓮田指令2	平成29年9月	普通特殊	蓮田市	平成29年9月1日～平成31年8月31日		①車検履歴なし ②8,720円 ③11,391円 ④0円					
			大宮800す6391	蓮田1	平成15年11月	普通特殊	蓮田市	平成29年11月20日～平成31年11月30日		①278,017円	②8,570円	③14,669円	④109,700円		
			大宮831た119	蓮田2	平成24年3月	普通特殊	蓮田市	平成28年3月15日～平成30年3月27日		①208,933円	②8,910円	③17,468円	④48,327円		
			大宮800は693	蓮田化学1	平成18年3月	普通特殊	蓮田市	平成28年3月1日～平成30年3月19日		①327,010円	②8,910円	③15,656円	④124,078円		
			大宮800は940	蓮田救助1	平成23年2月	普通特殊	蓮田市	平成29年1月23日～平成31年2月18日		①345,197円	②8,910円	③20,861円	④108,476円		
			大宮800す1307	蓮田機材1	平成14年1月	普通特殊	蓮田市	平成28年1月18日～平成30年1月29日		①132,868円	②8,910円	③12,112円	④62,906円		
			大宮830せ99	救急蓮田1	平成19年3月	普通特殊	蓮田市	平成29年2月9日～平成31年3月4日		①424,764円	②8,910円	③14,807円	④299,693円		
			大宮830て99	救急蓮田2	平成28年3月	普通特殊	蓮田市	平成28年3月4日～平成30年3月3日		①車検履歴なし ②9,080円 ③17,990円 ④27,486円					
			大宮830す99	救急蓮田3	平成16年2月	普通特殊	蓮田市	平成28年2月8日～平成30年2月11日		①134,046円	②8,910円	③14,375円	④35,956円		
			大宮800せ890	蓮田南1	平成18年3月	普通特殊	蓮田市	平成28年3月1日～平成30年3月19日		①265,020円	②8,910円	③14,495円	④116,096円		
			大宮800す4280	蓮田南2	平成15年3月	普通特殊	蓮田市	平成29年2月17日～平成31年3月11日		①208,090円	②8,570円	③14,153円	④46,624円		
			大宮830ち99	救急蓮田南1	平成25年1月	普通特殊	蓮田市	平成28年12月13日～平成31年1月8日		①96,787円	②8,910円	③14,132円	④81,527円		
			大宮584る119	ワゴンR	平成26年6月	軽自動車乗用	蓮田市	平成29年6月19日～平成31年6月29日		①61,030円	②25,070円	③15,910円	④9,864円		
			大宮502さ1828	連絡車	平成19年3月	小型乗用	蓮田市	平成28年3月7日～平成30年3月22日		①81,239円	②27,840円	③19,250円	④23,748円		
			大宮480か7208	エブリイ	平成21年5月	軽自動車貨物	蓮田市	平成29年5月22日～平成31年5月28日		①52,724円	②25,070円	③12,250円	④18,180円		
			大宮502に337	広報車	平成22年2月	小型乗用	蓮田市	平成29年1月30日～平成31年2月16日		①79,160円	②27,840円	③17,885円	④6,650円		
			大宮800る1059	ポートトレーラー	平成29年9月	小型特殊	蓮田市	平成29年9月22日～平成31年9月21日		①車検履歴なし ②5,010円 ③8,043円 ④0円					
			大宮800す9067	蓮田市消防団第1分団	平成17年3月	普通特殊	蓮田市	平成29年2月21日～平成31年3月17日		①118,465円	②8,570円	③13,652円	④9,216円		
			大宮800せ9062	蓮田市消防団第2分団	平成25年11月	普通特殊	蓮田市	平成29年11月15日～平成31年11月19日		①90,887円	②8,570円	③15,944円	④18,549円		
			大宮800せ3763	蓮田市消防団第3分団	平成20年3月	普通特殊	蓮田市	平成28年2月17日～平成30年3月13日		①118,961円	②8,910円	③13,229円	④5,400円		
			大宮830す2701	蓮田市消防団第4分団	平成27年1月	普通特殊	蓮田市	平成28年12月21日～平成31年1月19日		①100,931円	②8,910円	③16,616円	④5,220円		
			大宮830す2811	蓮田市消防団第5分団	平成28年11月	普通特殊	蓮田市	平成28年11月2日～平成30年11月1日		①車検履歴なし ②9,080円 ③17,342円 ④0円					
			大宮800せ2411	蓮田市消防団第6分団	平成19年3月	普通特殊	蓮田市	平成29年3月1日～平成31年3月12日		①152,141円	②8,570円	③13,229円	④37,440円		
8	自治振興課	2	大宮480く3397	ダイハツ ミラ	平成23年4月	軽自動車貨物	㈱トヨタレンタリース新埼玉	平成29年3月15日～平成31年3月31日	平成23年4月1日～平成30年3月31日	⑤122,220円	⑥122,220円				
			大宮580ふ2285	ダイハツ ミライース	平成25年4月	軽自動車乗用	㈱トヨタレンタリース新埼玉	平成28年3月15日～平成30年3月31日	平成25年4月1日～平成32年3月31日	⑤126,000円	⑥126,000円				
9	みどり環境課	1	大宮100さ4406	いすゞ	平成12年3月	普通自家用	蓮田市	平成29年3月28日～平成30年3月27日		①114,102円	②23,970円	③48,102円	④204,697円		
10	農政課	1	大宮41て4643	スズキ エブリイ	平成16年7月20日	軽自動車貨物	蓮田市	平成28年9月26日～平成30年10月4日		①70,000円	②4,076円	③13,300円	④32,500円		
11	健康増進課	1	大宮50む1194	スバル	平成15年3月	軽自動車乗用	蓮田市	平成28年4月8日～平成30年4月7日		①54,486円	②39,062円	③16,092円	④0円		

	維持管理 台数(台)	登録番号	車名	初度 登録年月	種別・用途	所有者	車検の 有効期間	リース車 契約期間	維持管理経費 (単位:円)	
									[市有車] ①車検費用 ②自賠責保険料 ③任意保険保険料 ④修繕料	[リース車] ⑤平成28年度リース料決算額 ⑥平成29年度リース料予算額
12	長寿支援課	4	大宮580め64	ミライース	平成26年7月	軽自動車乗用	㈱トヨタレンタリース埼玉	平成26年7月1日～平成31年6月30日	平成26年7月1日～平成33年3月31日	⑤311,040円 ⑥311,040円
			大宮580め65	ミライース	平成26年7月	軽自動車乗用	㈱トヨタレンタリース埼玉	平成26年7月1日～平成31年6月30日	平成26年7月1日～平成33年3月31日	⑤311,040円 ⑥311,040円
			大宮581か8303	アルト	平成29年7月	軽自動車乗用	㈱トヨタレンタリース埼玉	平成29年7月3日～平成32年7月2日	平成29年7月1日～平成36年3月31日	⑥243,000円
			大宮581か8304	アルト	平成29年7月	軽自動車乗用	㈱トヨタレンタリース埼玉	平成29年7月3日～平成32年7月2日	平成29年7月1日～平成36年3月31日	⑥243,000円
13	在宅医療介護課	2	大宮580ふ2283	ダイハツ	平成25年4月1日	軽自動車乗用	㈱トヨタレンタリース新埼玉	平成28年4月1日～平成30年3月31日	平成25年4月1日～平成32年3月31日	⑤141,120円 ⑥141,120円
			大宮580ふ2284	ダイハツ	平成25年4月1日	軽自動車乗用	㈱トヨタレンタリース新埼玉	平成28年4月1日～平成30年3月31日	平成25年4月1日～平成32年3月31日	⑤141,120円 ⑥141,120円
14	保育課	2	大宮581か731	ダイハツ	平成29年3月	軽自動車乗用	㈱トヨタレンタリース埼玉	平成29年3月31日～平成32年3月30日	平成29年4月1日～平成36年3月31日	⑥194,400円
			大宮480せ9422	ダイハツ	平成29年3月31日	軽自動車貨物	㈱トヨタレンタリース新埼玉	平成29年3月31日～平成31年3月30日	平成29年4月1日～平成36年3月31日	⑥129,600円
15	社会教育課	4	大宮41せ4458	ダイハツ ハイゼット	平成12年3月	軽自動車貨物	蓮田市	平成28年3月31日～平成30年3月30日		①81,867円 ②26,370円 ③13,882円 ④54,097円
			大宮580の44	スズキ アルト	平成24年4月	軽自動車乗用	㈱トヨタレンタリース新埼玉	平成29年3月9日～平成31年4月4日	平成24年4月5日～平成31年4月4日	⑤112,140円 ⑥112,140円
			大宮581か732	ダイハツ ミラ・イース	平成29年3月	軽自動車乗用	㈱トヨタレンタリース埼玉	平成29年3月31日～平成32年3月31日	平成29年4月1日～平成36年3月31日	⑥207,360円
			大宮480す6919	ダイハツ ハイゼットカーゴ	平成28年4月	軽自動車貨物	㈱トヨタレンタリース埼玉	平成28年4月1日～平成30年3月31日	平成28年4月1日～平成35年3月31日	⑤142,560円 ⑥142,560円
16	文化スポーツ課	2	大宮503す1078	トヨタ ノア	平成28年4月1日	小型乗用	㈱トヨタレンタリース埼玉	平成28年4月1日～平成31年3月31日	平成28年4月1日～平成35年3月31日	⑤303,264円 ⑥303,264円
			大宮480こ1725	三菱 ミニキャブバン	平成25年4月1日	軽自動車貨物	㈱トヨタレンタリース新埼玉	平成29年4月1日～平成31年3月31日	平成25年4月1日～平成32年3月31日	⑤142,380円 ⑥142,380円
合計		94								

○蓮田市公用車管理規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、別に定めがあるもののほか、公用車の適正な管理及び運行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公用車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車で、市が所有し、又は賃借し、運行の用に供するものをいう。
- (2) 各課 蓮田市行政組織規則（平成18年蓮田市規則第56号）第3条に規定する課で、公用車を保有し、管理するものをいう。
- (3) 所属長 各課の長をいう。
- (4) 一般管理車 各課（総務部庶務課を除く。）が保有し、管理している公用車をいう。
- (5) 集中管理車 総務部庶務課が保有し、集中管理している公用車をいう。

(総括管理)

第3条 公用車の管理に関する事務は、総務部長が総括する。

- 2 総務部長は、公用車の管理に関し必要があるときは、所属長に対して報告を求め、実地に調査し、又は必要な措置を指示することができる。

(車両管理責任者)

第4条 公用車を管理する各課に車両管理責任者を置き、一般管理車にあつては当該所属長を、集中管理車にあつては総務部庶務課長をもってこれに充てる。

- 2 車両管理責任者は、次に掲げる事項を処理する。
 - (1) 公用車の配車及び運行計画に関すること。
 - (2) 公用車の点検及び整備に関すること。

- (3) 公用車の運行状況の把握に関すること。
- (4) 公用車を運転する者（以下「運転者」という。）に対する安全運転に関する必要な事項についての適切な指導及び監督に関すること。
(安全運転管理者等)

第5条 公用車の安全な運転を確保するため、道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の3第1項及び第4項の規定により、安全運転管理者及び副安全運転管理者を置く。

- 2 安全運転管理者は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。次項において「令」という。）第9条の9第1項に規定する資格を有する職員のうちから市長が選任する。
- 3 副安全運転管理者は、令第9条の9第2項に規定する資格を有する職員のうちから市長が選任する。

(安全運転管理者等の職務)

第6条 安全運転管理者は、運転者に対し、法令で定める自動車の安全運転に関する事項について適切な指導及び監督を行わなければならない。

- 2 副安全運転管理者は、安全運転管理者の行う業務を補助する。
(運転者の責務)

第7条 運転者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 車両管理責任者の命令及び道路交通法その他関係法令を遵守し、違反又は事故がないように注意すること。
- (2) 運行を開始する前に運行前点検を行うこと。
- (3) 公用車を格納するときは努めて洗車し、各部を点検し、故障又は整備不良な箇所を発見したときは、直ちに車両管理責任者に届け出ること。
- (4) 運行終了後、運転日誌に必要な事項を記録し、車両管理責任者に提出すること。

(使用基準)

第8条 公用車は、車両管理責任者が公務のため必要があると認めた場合以外は使用してはならない。

(事故の措置)

第9条 運転者は、公用車の運行中に事故が発生したときは、応急の措置を講ずるとともに、直ちに所属長に報告し、その指示を受けなければならない。

- 2 所属長は、前項に規定する報告を受けたときは、遅滞なく別記様式の公用車事故報告書を総務部長を経て市長に提出するとともに、速やかに所管の安全運転管理者に報告し、損害賠償その他事故の解決に努めなければならない。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、公用車の管理及び運行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成11年7月1日から施行する。
(蓮田市有車両の使用及び管理に関する規程の廃止)
- 2 蓮田市有車両の使用及び管理に関する規程（昭和52年蓮田市訓令第5号）は、廃止する。

附 則（平成15年3月25日訓令第4号抄）

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月21日訓令第8号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年7月20日訓令第16号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年11月1日訓令第25号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月31日訓令第10号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日訓令第11号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式（第9条関係）

<p>公 用 車 事 故 報 告 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>蓮田市長 様</p> <p style="text-align: right;">所属長 課 印</p>			
事故発生年月日	年 月 日（ ） 午前・午後 時 分頃		
事故発生場所	付近		
	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none; text-align: center;">相手方</td> <td style="width: 50%; border: none; text-align: center;">市 側</td> </tr> </table>	相手方	市 側
相手方	市 側		
事 故 当 事 者	住 所 _____	運 転 者 _____	
	氏 名 _____	同 乗 者 _____	
	生年月日 _____	_____	
	電話番号 _____	_____	
事 故 種 別	対人 対物 自損		
事故状況、及び 損害の程度			
今後の改善方法			

* 状況見取図（別紙）を添付すること。

公用車の管理体制

(公用車管理規程 第5条)

(公用車管理規程 第4条)

【安全運転管理者】

【副安全運転管理者】

【車両管理責任者】

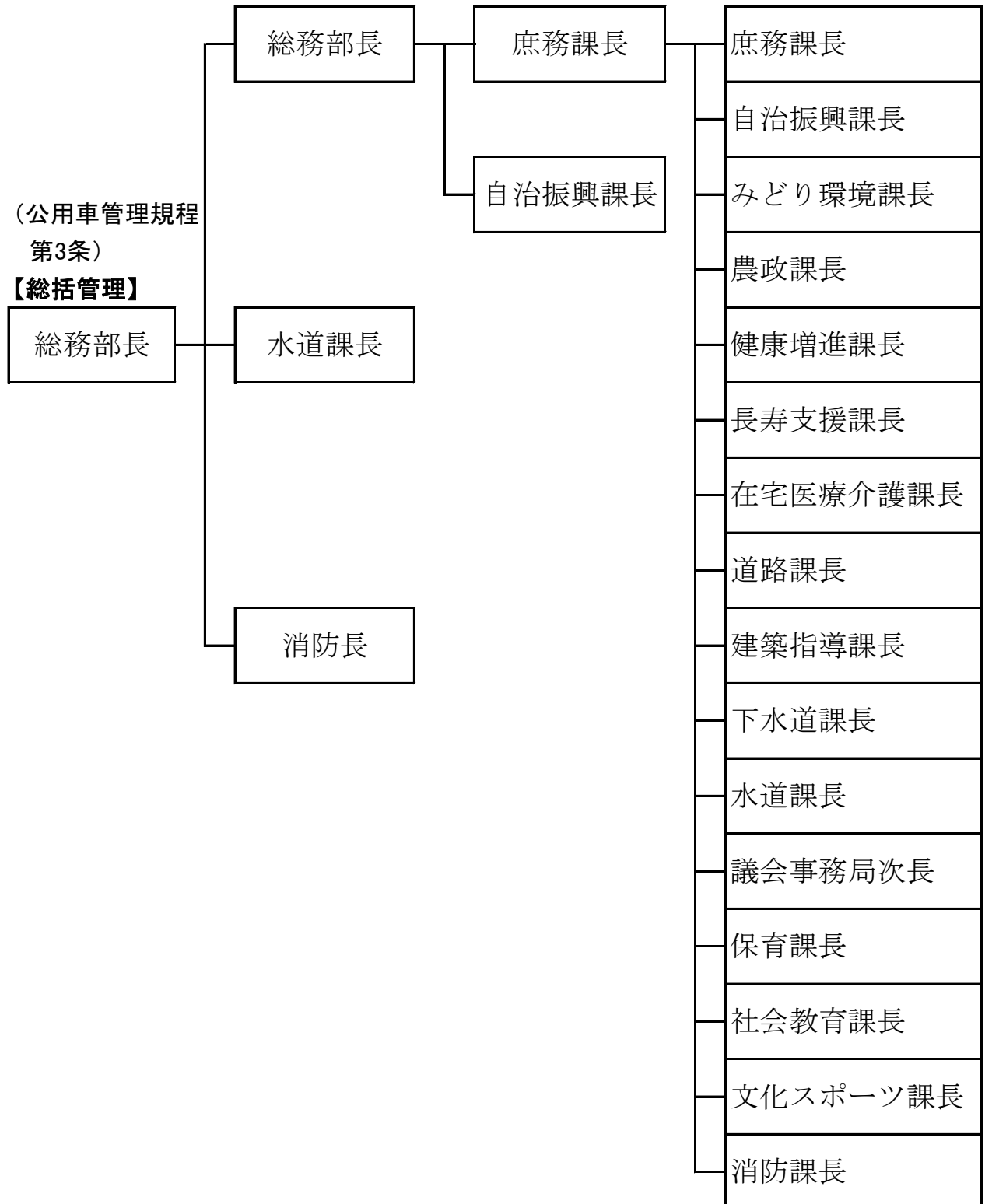
3名

2名

16名

(公用車管理規程
第3条)

【総括管理】



公用車駐車棟 東北自動車道側 その1



公用車駐車棟 東北自動車道側 その2



公用車駐車棟 東北自動車道側 その3



公用車駐車棟 東北自動車道側 その4

